

投資家の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

## 三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジ型） 第73期決算～収益分配と今後の見通しについて～

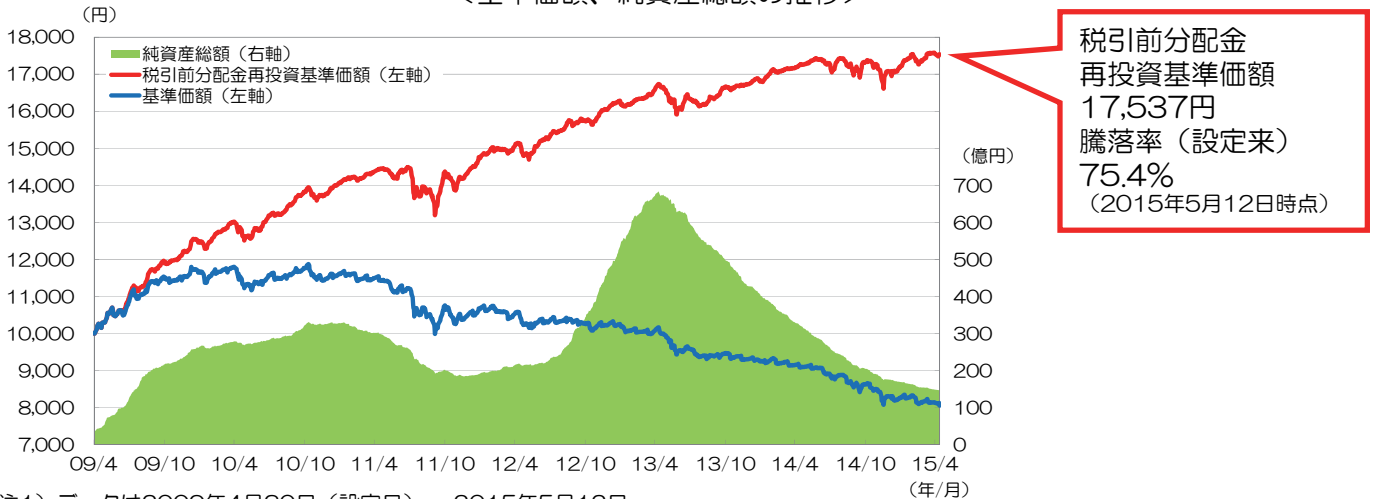
平素は「三井住友・米国ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジ型）」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは第73期決算（2015年5月12日）を迎え、収益分配を行いましたので、市場環境や今後の見通し等とあわせてご報告申し上げます。

### 基準価額の推移と分配金について

当ファンドは、この度第73期決算（2015年5月12日）を迎え、分配金をお支払いしました。分配対象額は、経費控除後の利息、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とし、分配金額は、収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を勘案し、70円（1万口当たり、税引前）としました。なお、分配金お支払い後の基準価額は8,058円となっています。

<基準価額、純資産総額の推移>



(注1) データは2009年4月30日（設定日）～2015年5月12日。

(注2) 基準価額、税引前分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

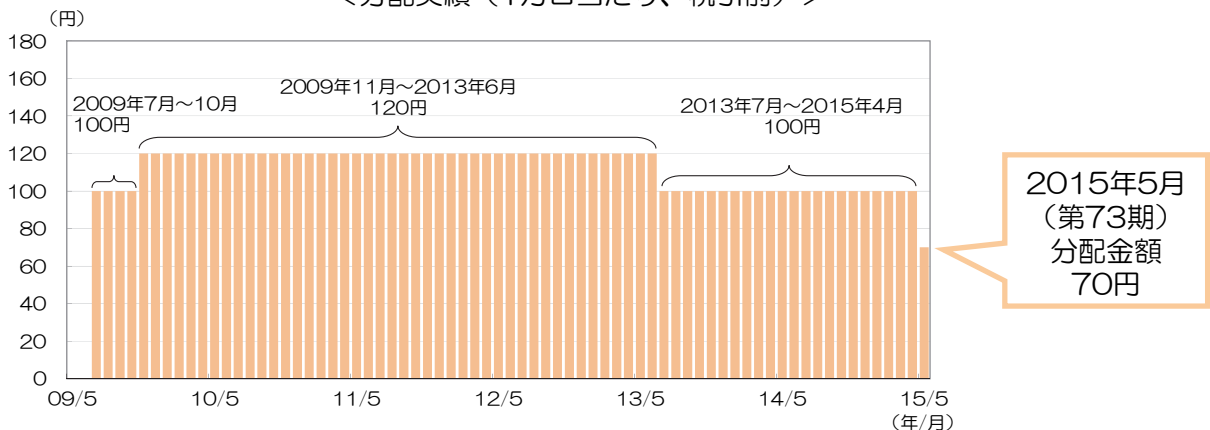
(注3) 税引前分配金再投資基準価額は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しており、実際の基準価額とは異なります。

(注4) ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を分配時に再投資した場合の数値であり、実際の投資家利回りとは異なります。

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を保証するものではありません。

分配金は第3期決算（2009年7月13日）以降、継続してお支払いしています。なお、設定来の分配金の累計額は7,950円です。

<分配実績（1万口当たり、税引前）>



(注) データは2009年5月～2015年5月。

※ 上記は過去の実績であり、将来の分配を保証するものではありません。分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

**Q1. 当期の分配金決定の背景について教えてください。**

基準価額や分配対象額の水準、当ファンドを取り巻く運用環境等を総合的に勘案し、今後も継続的な分配金のお支払いを目指すため、当期の分配金を70円（1万口当たり、税引前）と決定させていただきました。

なお、分配金はファンドの純資産から支払われるため、分配されなかった分はファンドに留保され、引き続き運用されます。

＜基準価額の変動要因（2014年4月～2015年3月）＞

（単位：円）

要因	債券			為替	その他	債券、為替、 その他の合計	分配金	総合計
	利息収入等	債券価格変動等	計					
2014年4月	36	13	49	0	-13	36	-100	-64
2014年5月	28	44	72	0	-13	59	-100	-41
2014年6月	28	42	70	0	-13	57	-100	-43
2014年7月	27	-98	-71	0	-4	-75	-100	-175
2014年8月	35	69	104	0	-12	92	-100	-8
2014年9月	31	-252	-222	-1	-13	-236	-100	-336
2014年10月	37	158	195	-1	-13	181	-100	81
2014年11月	35	-49	-14	-1	-11	-26	-100	-126
2014年12月	33	-115	-82	-1	-13	-96	-100	-196
2015年1月	36	43	79	-1	-12	66	-100	-34
2015年2月	35	126	160	-1	-11	148	-100	48
2015年3月	32	-83	-51	-1	-13	-64	-100	-164
過去3ヵ月間	103	86	189	-3	-36	150	-300	-150
過去6ヵ月間	207	80	288	-6	-73	209	-600	-391
過去1年間	393	-102	291	-7	-142	142	-1,200	-1,058

（注）データは月間の基準価額の変動額を主な要因に分解した概算値です（1万口当たり、分配金は税引前）。四捨五入の関係上、合計が合わない場合があります。

（出所）ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、当ファンドの将来の運用成果等を保証するものではありません。

**Q2. 米ハイイールド債の動向について教えてください。**

米国では政策金利の引上げが視野に入っており、国債利回りの上昇（価格は下落）が懸念されること、原油価格が大幅に下落したこと等を背景に、米ハイイールド債は上値が抑えられる展開になっています。

＜米ハイイールド債の推移＞



（注1）データは2009年4月30日～2015年5月11日。2009年4月30日を100として指数化。

（注2）米ハイイールド債はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・BB-B格インデックス（円ヘッジベース）。

（出所）FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものでもありません。

**Q3. 今後の見通しと運用方針について教えてください。**

※当ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用会社である、PIMCOのコメントを基に作成しています。

**<経済環境および米ハイイールド債市場の見通し>**

米国では労働市場の着実な回復に加え、株価・住宅価格の上昇に伴う資産効果が消費を押し上げ、自律的な経済成長が進むと期待されます。また、原油安は家計の実質所得の増加につながることから、米国経済の約7割を占める消費の拡大に寄与することが期待されます。米ハイイールド企業には内需関連企業が多いことから、このような消費中心の回復は米ハイイールド債市場にとってプラス材料と考えられます。

このようなマクロ経済環境の下、米ハイイールド債のデフォルト（債務不履行）率は低水準に留まっています。米ハイイールド企業は低金利環境を活用した借り換えを通じて、債務期限を長期化してきたため、足下の借り換えリスクが抑えられていること等からデフォルト率は今後も低水準で推移すると考えられます。また、米ドル高や原油安が与える影響等は注視する必要があるものの、先進国を中心に世界的な低金利環境が続く中で、米ハイイールド債の相対的に高い利回りに対する投資家の需要がある点も、米ハイイールド債のサポート要因であると考えます。

**<今後の運用方針>**

運用に関しては、前述の見通しの下、マクロ環境の変化に対する耐性等も配慮しながら慎重に業種・銘柄選択を行う方針です。具体的には、参入障壁が高いヘルスケアやキャッシュフローが安定的な携帯電話等の投資比率を多めとします。一方、資源価格の変動の影響を受けやすいと考えられる金属・鉱業やエネルギー関連のセクターの投資比率を少なめとする方針です。特に、エネルギー関連セクターの中でも原油価格への感応度が高い採掘・開発関連の銘柄により慎重な見方をする一方で、パイプライン関連の銘柄は原油価格下落の影響を相対的に受けにくいとの見方から、選択的に銘柄を組み入れる方針です。

受益者の皆様のご期待に沿える運用を目指してまいりますので、今後とも当ファンドをご愛顧くださいますようお願いいたします。

※上記の見通しおよび今後の運用方針は当資料作成時点のものであり、将来の投資成果および市場環境の変動等を示唆あるいは保証するものではありません。今後、予告なく変更する場合があります。

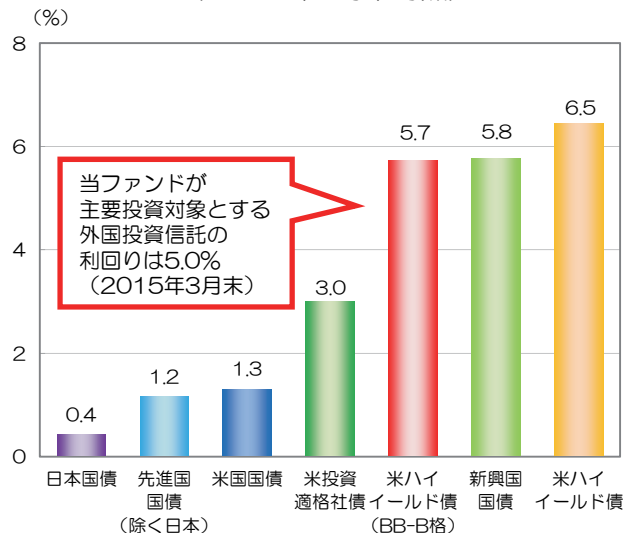
**<信用スプレッドとデフォルト率の推移>**  
(1997年1月末～2015年3月末)



(注) 信用スプレッドはBofAメリルリンチ・米ハイイールド・マスターII・インデックスの国債に対するオプション調整済スプレッド(OAS)。デフォルト率は米ハイイールド債市場のムーディーズのデフォルト率(12カ月移動平均、発行体ベース)。

(出所) ピムコジャパンリミテッドのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

**<各債券の最終利回り水準>**  
(2015年4月末時点)



(注) 日本国債はシティ日本国債インデックス、先進国国債 (除く日本) はシティ世界国債インデックス (除く日本)、米国国債はシティ米国国債インデックス、米投資適格社債はパークレイズ・米国社債、米ハイイールド債 (BB-B格) はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・BB-B格インデックス、新興国国債はJPモルガンEMBIグローバル、米ハイイールド債はBofAメリルリンチ・米ハイイールド・マスターII・インデックスの各最終利回りを使用。

(出所) FactSetのデータを基に三井住友アセットマネジメント作成

※上記は過去の実績であり、今後の市場環境等を保証するものではありません。また、当ファンドの将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

このレポートの最終ページにある「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

## 【ファンドの目的・特色】

### ＜ファンドの目的＞

投資信託への投資を通じて、実質的に、主として米国のハイイールド債に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

### ＜ファンドの特色＞

- 米国のハイイールド債※を中心に投資し、安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。  
ファンド・オブ・ファンズ方式の運用により、実質的に、BB～B格相当の米国の債券を中心に投資を行います。  
※ハイイールド債とは、格付けがBB格相当以下の債券をいいます。  
一般的にハイイールド債は、投資適格債券(BBB格相当以上)に比べて、債務の返済能力が相対的に劣り、利息や元本の支払いが停滞したり、支払われなくなるリスクが高い分、利回りは相対的に高くなっています。
- 債券運用において高い専門性を有するPIMCOグループのノウハウを活用します。  
当ファンドの運用指図に関する権限の一部をピムコジャパンリミテッドに委託します。  
なお、当ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(米国)(略称:PIMCO)が運用を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- 実質的に組み入れる外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。
- 毎月決算を行い、収益配分方針に基づき分配を行います。  
原則として毎月12日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。  
分配金額は、委託会社が収益配分方針に基づき、基準価額水準、市況動向等を考慮し決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## 【投資リスク】

### ＜基準価額の変動要因＞

ファンドは、投資信託を組み入れることにより運用を行います。ファンドが組み入れる投資信託は、主として海外の債券を投資対象としており、その価格は、保有する債券の値動き、当該発行者の経営・財務状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下します。ファンドが組み入れる投資信託の価格の変動により、ファンドの基準価額も上下します。**基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。

運用の結果としてファンドに生じた**利益および損失は、すべて受益者に帰属**します。したがって、ファンドは**預貯金とは異なり、投資元本が保証されているものではなく**、一定の投資成果を保証するものでもありません。ファンドの主要なリスクは、以下の通りです。

### 債券市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により債券相場が下落(金利が上昇)した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ファンドが保有する個々の債券については、下記「信用リスク」を負うことにもなります。

### 為替変動リスク

外貨建資産への投資は、円建資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

当ファンドにおいては実質外貨建資産に対し原則として対円での為替ヘッジを行うため、為替の変動による影響は限定的と考えられます(ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。)

### 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化や混乱などによって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

### 派生商品リスク

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。

### 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ＜その他の留意点＞

- ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。
- 投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

## 収益分配金に関する留意事項

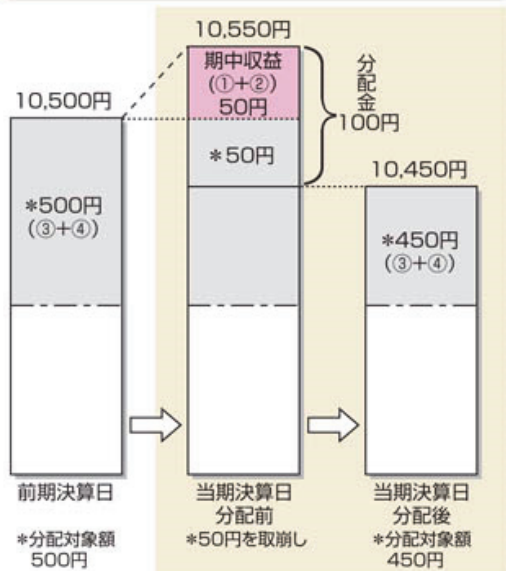
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払されると、その金額相当分、基準価額は下がります。



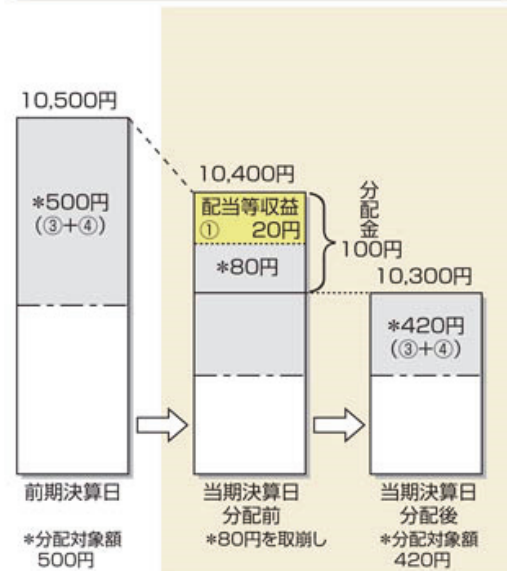
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

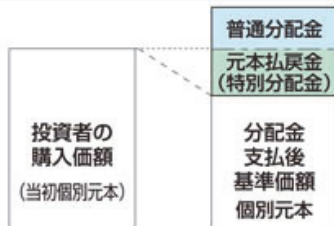


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

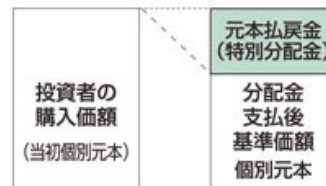
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。  
元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

● お申込みメモ

購入単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額となります。 ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。
購入代金	販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。
換金単位	販売会社または委託会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(0.3%)を差し引いた価額となります。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までに購入、換金の申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	原則としていつでもお申し込みできます。
換金制限	—
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた購入、換金の申込みを取り消させていただく場合があります。
信託期間	2009年4月30日から2020年10月13日まで
繰上償還	委託会社は、受益者にとって有利であると認めるとき、残存口数が10億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、あらかじめ受益者に書面により通知する等の所定の手続きを経て、繰上償還させることがあります。
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎月決算を行い、分配方針に基づき分配を行います。(委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。) 分配金受取りコース: 税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース: 税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	3,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 ※上記は作成基準日現在の情報をもとに記載しています。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。
お申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には、購入、換金の申込みを受け付けません。

**● ファンドの費用**

投資者が直接的に負担する費用							
購入時手数料	購入価額に <b>3.24%(税抜き3.0%)</b> を上限として、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。						
信託財産留保額	換金時に、1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じた額が差し引かれます。						
投資者が信託財産で間接的に負担する費用							
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に<b>年1.728%(税抜き1.6%)</b>の率を乗じた額が毎日計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。</p> <p>&lt;信託報酬の配分(税抜き)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年0.85%</td> <td>年0.7%</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。            ※ 委託会社の報酬には、ファンドの運用に関する権限の一部の委託先への報酬(年0.648%(税抜き0.6%))が含まれております。            ※ 投資対象とするSMAM・マネーインカムファンド&lt;適格機関投資家限定&gt;においても信託報酬がかかります(組入評価額に対し最大年0.1944%(税抜き0.18%)程度)。</p>	委託会社	販売会社	受託会社	年0.85%	年0.7%	年0.05%
委託会社	販売会社	受託会社					
年0.85%	年0.7%	年0.05%					
その他の費用・手数料	上記のほか、ファンドの監査費用や有価証券の売買時の手数料、資産を外国で保管する場合の費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)が信託財産から支払われます。これらの費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、運用状況により変化するため、あらかじめ、その金額等を具体的に記載することはできません。						

※ ファンドの費用(手数料等)の合計額、その上限額、計算方法等は、ご投資家の保有期間に応じて異なる等の理由により、あらかじめ具体的に記載することはできません。

**● 税金** 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**● 委託会社・その他の関係法人**

委託会社	ファンドの運用の指図を行います。 三井住友アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ : <a href="http://www.smam-jp.com">http://www.smam-jp.com</a> 電話番号 : 0120-88-2976 [受付時間] 営業日の午前9時~午後5時
受託会社	ファンドの財産の保管および管理を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。
投資顧問会社	ファンドの運用指図に関する権限の一部の委託を受け、投資信託財産の運用を行います。 ピムコジャパンリミテッド

## ●販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券 業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物取引 業協会	備考
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号	○			○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	※1
エース証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第6号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号	○			○	
カブドットコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号	○			○	
高木証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第20号	○				
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号	○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第24号	○			○	
奈良証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第25号	○				
日産センチュリー証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第131号	○			○	
播陽証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第29号	○				
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長(金商)第20号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号	○		○	○	
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号	○		○		
むさし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号	○	○			
明和證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第185号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号	○			○	
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第8号	○			○	
株式会社紀陽銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第8号	○				
株式会社ジャパンネット銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号	○			○	
株式会社南都銀行	登録金融機関 近畿財務局長(登金)第15号	○				
株式会社三重銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第11号	○				
岐阜信用金庫	登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号	○				※2

## 備考欄について

※1:「ダイレクトコース」でのお取扱いとなります。

※2: ネット専用

**当資料のご利用にあたっての注意事項**

- 当資料は、三井住友アセットマネジメントが作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンド以外の特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買等を推奨するものではありません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡する最新の投資信託説明書(交付目論見書)および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書(交付目論見書)、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書(交付目論見書)と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)が優先します。
- 投資信託は、値動きのある証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託は、クローズド期間、国内外の休業日の取扱い等により、換金等ができないことがありますのでご注意ください。
- 当資料は三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 当資料に市場環境にかかるデータ・分析、運用・分配金実績、運用方針等が示される場合、それらは当資料作成時点のものであり、将来の市場環境・運用成果等を保証するものではありません。分配金は金額が変わる、または分配金が支払われない場合もあり、将来に関し述べられた運用方針も変更されることがあります。
- 当資料に掲載されている写真がある場合、写真はイメージであり、本文とは関係ない場合があります。